

平成18年度 職員給与の公表

町職員の給与については、町議会における給与条例・予算などの審議を通じてその実態は明らかにされているところですが、町民の皆様の一層のご理解をいただくために給与等の概要をお知らせします。

【問合せ】高千穂町役場総務課人事係
電話 73 - 1200 / Fax 73 - 1220

〔給与とは〕

町職員の給与は、基本給としての「給料」と「期末・勤勉手当（いわゆるボーナス）」、扶養手当、住居手当、通勤手当などの「職員手当」からなっています。

〔給与決定のしくみ〕

町職員（町長、町議会議員等の特別職を除く。）の給与は、地方公務員法により、生計費、他の地方公共団体の給与、民間事業者の給与などを考慮して定めることとされており、国家公務員給与についての人事院勧告の内容などを参考にし、町議会での審議を経て条例で定められています。

平成17年度人件費の状況（普通会計決算）

住民基本 台帳人口	歳出額 (a)	実質収支	人件費 (b)	人件費率 (b/a)	(参考) 前年度
(H18.3.31現在) 14,969人	千円 8,738,969	千円 78,052	千円 1,620,806	% 18.5	% 20.9

* 人件費には、特別職（町長、町議会議員等）に支給される給料（報酬）を含んでいます。

平成18年度給与費の状況（普通会計予算）

職員数 (a)	給与費				一人当たり給 与費(b/a)
	給料	職員手当	期末勤勉	計(b)	
人	千円	千円	千円	千円	千円
181	723,845	92,131	292,782	1,108,758	6,126

* 職員数は、平成18年4月1日現在のもので、給与費は、平成18年6月議会後の予算額です。

1 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況

区分	一般行政職（平成18年4月1日現在）		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
高千穂町	3,282 百円	3,707 百円	43.3 歳
類似団体	3,329 百円	3,697 百円	42.7 歳
国	3,285 百円	3,813 百円	40.4 歳

* 平均給与月額とは、給料に職員手当を加えたものの平均月額で、期末・勤勉手当は含まれていません。

2 一般行政職の初任給の状況（平成18年4月1日現在）

区分	初任給	採用2年 経過日	国	
			初任給	採用2年
大学卒程度	170,200円	183,800円	170,200円	183,800円
高校卒程度	138,400円	148,500円	138,400円	148,500円

* 初任給の額は、学校卒業後すぐに採用された場合の給料月額で、採用2年経過日の給料月額は、採用後標準的な昇給を行った場合です。

3 一般行政職の経験年数・学歴別平均給料月額の状況

区分	経験年数10年～経験年数15年～		経験年数20年～
	15年未満	20年未満	25年未満
大学卒程度	262,500円	331,900円	350,800円
高校卒程度	212,400円	266,700円	331,100円

* 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。

4 昇給期間短縮の状況

区分	職員数 (a)	普通昇給期間を短縮 して昇給した職員数(b)	比率 (b/a)
平成17年度	155人	15人	9.7%
平成16年度	159人	7人	4.4%

* 昇給期間短縮とは、普通昇給期間の経過前に給料月額を引き上げる措置、いわゆる特別昇給をいいます。

5 一般行政職の級別職員数の状況（平成18年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級
	標準的な 職務内容	主事(補) 技師(補)	主事 技師	主任主事 主任技師
職員数	12人	26人	26人	39人
構成比	7.7%	16.8%	16.8%	25.2%
参考	1年前	13.8%	16.4%	20.8%
	5年前	19.9%	16.1%	7.5%

5級	6級	計
補佐/主幹	課長/参事	
36人	16人	155人
23.2%	10.3%	100%
5.7%	5.7%	100%
11.8%	0.6%	100%

* 高千穂町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数で、標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。また、平成18年4月より8級制から6級制へ移行しましたので過去のデータについても6級制に変換して記載しております。

職員手当の状況

1 毎月決まって支給されるもの（平成18年4月1日現在）

(1) 扶養手当

区分	支給月額	国の制度との異同
配偶者	13,000円	国と同じ
配偶者を欠くときの 扶養親族1人について	11,000円	国と同じ
配偶者以外の扶養親族 のうち2人まで	各6,000円	国と同じ
その他の扶養親族	各5,000円	国と同じ
16～22歳の子に ついての加算措置	各5,000円	国と同じ

(2)住居手当

区分	支給月額	国の制度との異同
12,000円を超える家賃を負担している職員(家賃額に応じて)	最高 27,000円	国と同じ
自宅を新築・購入した職員(新築・購入から5年間)	2,500円	国と同じ

(3)通勤手当

区分	支給月額	国の制度との異同
交通機関利用者 1	運賃相当額(1か月当りの限度額55,000円)	国と同じ
自家用車利用者	通勤距離に応じて 2,000円~24,500円	国と同じ

1 基本的に3ヶ月定期券等の価格による一括支給(年4回支給)

2 勤務に応じて支給されるもの

(1)特殊勤務手当(平成17年度実績)

職員全体に占める手当支給職員の割合	8.4%
職員1人当たり平均支給年額	56,515円
手当の種類(手当数)	8種類
代表的な手当の名称	支給人員又は額の多いもの
税務事務等従事手当・医師手当・放射線技師手当・夜間看護手当・夜間看護事務等従事手当・放射線技師手当・寮母手当・水道工務手当など	医師手当・夜間看護手当・税務事務等従事手当・放射線技師手当・水道工務手当

* 特殊勤務手当とは、職員の従事する業務に著しく危険、不快、不健康、その他困難であるなどの事実が恒常的にある場合に支給される手当です。

(2)時間外勤務手当

区分	平成17年度	平成16年度
支給総額	54,289千円	33,472千円
職員1人当たり支給年額	295千円	181千円

3 一定の時期に支給されるもの

(1)期末・勤勉手当の支給割合(平成18年度)

区分	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.40月分	0.725月分	2.125月分
12月期	1.60月分	0.725月分	2.325月分
計	3.00月分	1.45月分	4.45月分

加算措置 主任以上の職員に対して5~15%の加算措置

* 期末・勤勉手当の支給率は、国の制度に準じています。

(2)退職手当の支給割合(平成18年度)

区分	自己都合	定年(勸奨)
勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分
加算措置	定年前早期退職特例措置... 2~20%加算	

* 退職手当の支給率は、国の制度に準じています。定年退職時の特別昇給は、廃止しました。

給与水準の状況

地方公務員の給与水準と国家公務員の給与水準を比較する一つの方法として、ラスパイレズ指数が用いられます。

ラスパイレズ指数とは、地方公務員と国家公務員の給与水準を、国家公務員の構成を基準として、職種毎に学歴別、経験年数別に平均給与額を比較し、国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を示したものです。

区分	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
高千穂町	94.4	93.6	93.5	92.5
全国 町村平均	95.7	93.7	93.7	93.5
県内 町村平均	94.1	92.7	93.2	92.7

部門別職員数の状況(各年度4月1日現在)

区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
	17年度	18年度			
一般行政部門	議 会	3人	3人	0人	財政・町民減員
	総務企画	53人	51人	2人	
	税 務	10人	10人	0人	
	民 生	41人	40人	1人	
	衛 生	2人	2人	0人	退職不補充
	労 働	-	-	-	
	農林水産	30人	28人	2人	
	商 工	7人	7人	0人	
土 木	12人	13人	1人	下木から土木へ	
小 計	158人	154人	4人		
部門 特別行政	教 育	22人	21人	1人	退職不補充
	警 察	-	-	-	
	小 計	22人	21人	1人	
会計部門	公 営 企 業 等				
	病 院	98人	93人	5人	退職不補充
	上下水道	14人	13人	1人	下木から土木へ
	その他	17人	18人	1人	係の新設
小 計	129人	124人	5人		
合 計	309人	299人	10人		

* 職員数は一般職に属する職員数で、地方公務員の身分を有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いたものです。

特別職の報酬等の状況

区分	給料等月額	期末手当	
給 料	町 長	742,000円	(18年度支給割合)
	助 役	594,000円	
	収 入 役	561,000円	
	教 育 長	561,000円	
報 酬	議 長	307,000円	12月期 1.75月分(1.7月) 計 3.35月分(3.3月)
	副 議 長	237,000円	
	委 員 長	225,000円	
	議 員	217,000円	

* 町長等の給料(報酬)は、一般職員とは別に、「高千穂町特別職報酬等審議会」の意見を聞き、町議会の審議を経て条例で定められます。一昨年12月に国の特別職等の期末手当支給率改定に基づいて、本町特別職等の期末手当支給率改正がありました。()内の月数は、議員の期末手当